

学校施設開放事業における課題の解決方法（案）「学校施設の安全確保等について」

1 課題

- (1) 既存団体（現在学校施設を使用している団体）でも区民以外の団体（在勤団体、在住でも在勤でもない一般団体）や名義貸しにより使用している団体がいる。
- (2) 既存団体の中にもマナーが悪い団体もいるが、これまでの経緯もあり断れない状況があるとともに、「港区●●」「みなと●●」という団体が多く、学校では公共性の高い団体を把握できず、学校枠として使用させてしまうことがある。
- (3) 新規団体に学校施設を使用させることに防犯上の不安がある。
- (4) 学校施設特有の事情として、急に学校教育上の問題で、施設を貸せない状況もあるが、そういう状況・事情をわかってもらえるのか。
- (5) 駐輪場や駐輪スペースがない学校では、自転車を使用し近隣から苦情が入る一方で駐輪場や駐輪できるスペースがある学校では、使用団体から要望がある。

2 解決方法（案）

- (1) 団体登録の審査を厳格にするとともに、学校施設の使用上の注意事項を守れない団体の登録取消しや、使用許可の取消し等、ルールや罰則を設けることを検討します。
- (2) 原則、港区立学校施設等使用事前届出団体として登録した団体を使用対象とし、使用申込みの窓口を生涯学習スポーツ振興課に統一することで、使用する団体を精査、把握します。
- (3) 前項（1）のとおり、登録の審査の厳格化や罰則等を登録前に徹底周知することで、団体のモラルの向上を図るとともに定めた罰則に基づき、登録取消しや、使用許可の取消し等を検討します。
- (4) 使用申込み時に学校教育上急遽使用中止となる場合がある事を徹底周知し、それを前提に申込みするような仕組みを検討します。
- (5) 原則、自転車での来校は禁止とするものの、駐輪場があるもしくは駐輪スペースを確保できる学校を確認し、学校と相談のうえ、自転車の使用を可とすることを検討します。